

# 別府市総合戦略策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務概要

### (1) 業務の名称

別府市総合戦略策定支援業務

### (2) 業務目的

国が第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、2023年度を初年とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定したことに伴い、別府市においてもデジタル技術の浸透・進展など時宜を踏まえ、地域の特性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築した上で、地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和4年12月版）に基づき、令和2年3月に策定した「まちをまもり、まちをまもる。べっふ未来共創戦略ー まち・ひと・しごと創生 改訂版別府市人口ビジョンー」（以下「現行人口ビジョン」という。）及び令和2年度から令和6年度までの5年間を実施期間とした「まちをまもり、まちをまもる。べっふ未来共創戦略ー まち・ひと・しごと創生 別府市総合戦略ー」（以下「現行総合戦略」という。）に続く次期5か年の「改訂版別府市人口ビジョン（仮称）」（以下「次期人口ビジョン」及び「別府市デジタル田園都市構想総合戦略（仮称）」（以下「次期総合戦略」という。）の策定を行います。

本要領は、「次期人口ビジョン」及び「次期総合戦略」（以下「次期総合戦略等」という。）策定業務に関し、最も適した候補者を選定するために必要な事項を定めるものです。

### (3) 業務内容

次期総合戦略等の策定に関する業務内容については、別添の「別府市総合戦略策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとします。

### (4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月15日までとします。ただし、次期総合戦略等は、令和6年12月26日までに策定するものとします。

### (5) 履行場所

別府市上野口町1番15号 別府市役所 ほか

### (6) 業務委託料の限度額

業務委託料の限度額は、25,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）とします。

## 2 公募型プロポーザルの実施概要

### (1) 事務局

別府市企画戦略部政策企画課ふるさと創生係

住所 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号

TEL：0977-21-1122

E-mail：pco-pf@city.beppu.lg.jp

## (2) 事業者選定方式

本実施要領や仕様書で定める業務を的確かつ確実に遂行できる能力や実施体制、実施方針等について広く提案を求めるため、公募型プロポーザル方式とします。

## (3) 審査方法

別表1の「提出書類一覧」に示す参加申込時の提出書類をもとに、事務局において一次審査を行い、二次審査において、企画提案書をもとにプレゼンテーションやヒアリングを行い、最優秀企画提案者を選定します。なお、選定は、別府市が設置する「別府市総合戦略策定等支援業務プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において行います。

## (4) スケジュール（予定）

本プロポーザルのスケジュールは下表のとおり予定しています。期間等が変更な場合は、その都度、下表のスケジュールを更新します。

内容	期間等
公告	令和5年12月20日（水）
様式の交付	令和5年12月20日（水）～ 令和6年1月29日（月）
質問の受付	令和5年12月20日（水）～ 令和6年1月9日（火）12時
質問に対する回答	令和5年12月22日（金）～ 令和6年1月10日（水）17時
参加申込書の受付	令和5年12月20日（水）～ 令和6年1月15日（月）17時
一次審査	令和5年12月21日（木）～ 令和6年1月25日（木）
一次審査結果の通知	令和6年1月26日（金）
企画提案書等の受付	令和6年1月26日（金）～ 2月16日（金）12時
二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和6年2月22日（木）
二次審査結果の通知	令和6年2月29日（木）予定
契約（予定）	令和6年2月下旬～3月上旬

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加申込できる者は、公告日現在において、次に掲げる要件のすべてを満たす者としてします。

- (1) 本業務を遂行できる技術的能力と十分な財務的基礎を有していると認められること。
- (2) 参加申込時において人口規模10万人以上の地方公共団体で、地方版総合戦略の策定業務（以下「同種業務」という。）を元請事業者として完了した実績を有すること、または過去3年間（令和2～4年度）において現行総合戦略に基づく地方創生事業として展開された事業について、本市と連携して取り組んだ実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 経営者等（事業主又は法人の役員、支配人若しくはその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）でないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職者を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 本プロポーザルの公告日から契約締結日までのいずれの日においても、別府市の規程による競争入札参加資格制限を受けていない者であること。
- (9) 沖縄県を除く九州管内に本社、支店又は事務所等を有すること。

### 4 審査に係る手続等

- (1) 本実施要領及び参加申込書等の様式の交付期間等

- ① 交付期間

令和5年12月20日（水）から令和6年1月29日（月）17時まで

- ② 交付方法

別府市公式ホームページからダウンロードしてください。

[https://www.city.beppu.oita.jp/sangyou/nyuusatu\\_keiyaku/itaku/seisaku1.html](https://www.city.beppu.oita.jp/sangyou/nyuusatu_keiyaku/itaku/seisaku1.html)



## (2) 質問の受付及び回答

質問がある場合は、質問票（様式第7号）を電子メールで事務局へ提出してください。質問票の受信を確認した後、受け付けた旨のメールを返信します。電子メール以外の方法による質問は受け付けません。質問に対する回答は、別府市公式ホームページに掲載します。

### ①質問の受付期間

令和5年12月20日（水）から令和6年1月9日（火）12時まで

### ②質問に対する回答

令和5年12月22日（金）から令和6年1月10日（水）17時まで

### ③その他

質問に対する回答事項については、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなします。

## (3) 参加申込

### ①参加申込の受付期間

令和5年12月20日（水）から令和6年1月15日（月）17時まで

### ②参加申込時の提出書類

別表1の「提案書類一覧」に示す参加申込時の様式等を事務局へ提出してください。

### ③提出書類の提出方法

事務局へ持参または宅配便等受取が確認できる方法で提出してください。  
なお、提出の際は、封筒等の表面に「参加申込書在中」と朱書してください。

## (4) 一次審査（書類審査）

参加申込書等の提出が行われた場合、参加資格に関する一次審査を行います。一次審査の結果は、令和6年1月26日（金）に事務局から電子メールで通知します。なお、一次審査に合格した事業者が4者を超えた場合は、「委員会」による書類審査を行い、二次審査の参加者として4者を選定します。

## (5) 企画提案書について

一次審査を合格した旨の通知を受けた事業者は、次のとおり企画提案書を提出してください。

### ①企画提案書の受付期間

令和6年1月26日（金）から2月16日（金）12時まで

### ②企画提案書提出時の提出書類

本実施要領及び仕様書を参照の上、別表1「提案書類一覧」に示す参加申込時の様式等一式を事務局へ原本1部、副本10部提出してください。

### ③使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。また、文字サイズは11ポイント以上とします。

#### ④企画提案書の作成

企画提案書及び見積書は、原則としてA4判とします。なお、企画提案書にA3判がある場合は、A4判に折り込んで製本するようにしてください。

#### ⑤企画提案書の作成要領

仕様書の内容に基づき、別表2の「別府市総合戦略策定支援業務 プロポーザル評価基準表」（以下「評価基準表」という。）を参考にしながら下記に示す評価項目「遂行能力評価」及び「提案内容評価」に即した提案を作成してください。また、二次審査は会社名を伏せて行いますので、提出者を特定することができる内容は記載しないでください。

なお、評価基準表の各評価項目についての提案がないものについては評価しないものとします。

##### （ア） 遂行能力評価

###### A 業務実績（様式第2号）

元請事業者として同種業務を完了した実績、または過去3年間（令和2～4年度）において現行の別府市総合戦略に基づいて具体的な地方創生事業の展開がなされた事業について、本市と連携して取り組んだ実績が確認できる書類を添付してください。（業務名・工期・相手方が確認できる箇所・業務等の内容）

###### B 実施体制（様式第5号関係）

本業務に従事する担当者、担当者の業務内容、構成について記載してください。

###### C 業務工程

業務工程及び業務工程を履行するための対策等を記載してください。

##### （イ） 提案内容評価

###### A 現況・課題への理解度

現行総合戦略に基づく本市の現況・特有の課題と考えられる事項や内容について記載してください。

###### B 実効性のある総合戦略策定の考え方

① SDGs等の社会的要請や国の動向等に関し、総論的ではなく、本市の背景や状況等を踏まえた具体的かつ、実行可能な提案を記載してください。

② デジタルの力を活用して本市の社会課題解決に向けた実現可能な取組内容について、具体的な提案を記載してください。

###### C 人口推計等の考え方

将来人口推計や今後取り組むべき方向性に関する考え方について記載してください。

###### D 市民等の意見聴取方法

住民等の意識調査で活用する指標、調査の実施手法及び集計分析方法並びにその分析結果の活用方法を具体的に記載してください。

E 効果的な会議運営方法

各種会議運営等について具体的な提案を記載してください。

⑥製本方法

企画提案書は、評価基準表の「遂行能力評価」・「提案内容評価」の順に並べてページ数（通番）を付して製本してください。

なお、企画提案書の業務に係る提案金額（以下「見積書」という。）は見積金額及びその経費の内訳を記載し、長形3号の封筒に入れ、封緘して企画提案書と一緒に提出してください。その際、封筒の裏面に応募者名を記載してください。

※値引き等の記載は行わないでください。

※見積金額は税抜き価格となります。

※業務委託料の限度額は税込み価格を記載しておりますので、限度額を超過しないようご注意ください。

※見積書は企画提案書に綴じないようにしてください。

⑦提出方法

様式第4号「企画提案書」提出届、「企画提案書」並びに「見積書」を併せて、持参又は書簡等受取が確認できる方法で提出してください。また、封筒等の表面に「企画提案書在中」と朱書してください。

⑧企画提案書の受領通知

上記⑦により、企画提案書を受領した場合は、受領した旨を事務局から電子メールで通知します。

⑨企画提案書の取扱い

ア 提出された企画提案書は返却しません。

イ 提出後の企画提案書の追加、修正、差し替え等は認めません。ただし、事務局から必要に応じて補足資料等を求める場合はこの限りではありません。

ウ 仕様書や企画提案書に記載のない事項であっても、二次審査のヒアリング等により事業者が本業務に必要と判断した場合には提案内容の一部として追加できることとします。ただし、これに係る経費は提示した見積金額に含めるものとします。

エ 企画提案書は、提出者の承諾なく本プロポーザルの目的以外に使用しません。

オ 二次審査に必要な範囲において、提出者の承諾なく企画提案書を複製する場合があります。

(6) 二次審査

① 一次審査の合格者による企画提案書の説明(プロジェクターの使用等による

20分以内のプレゼンテーション)と「委員会」による15分程度のヒアリングを行います。

- ② プレゼンテーションの参加者は5名以内とし、また、本業務の主たる担当となる予定の者は必ず参加していただき、「4 審査に係る手続等」の「(5) ⑤」の(イ)提案内容評価の内容については、その主たる担当(統括管理者又は主任担当者)となる予定の者が説明をしてください。
- ③ 開催は、令和6年2月22日(木)を予定していますが、実施時間、場所等の詳細については別途通知します。
- ④ 二次審査は非公開とします。ただし、事務局職員及び市役所関係部署職員についてはその限りではありません。
- ⑤ 事務局がプロジェクター及びスクリーンを準備しますので、パソコン等を利用する場合は持参してください。

#### (7) 選定結果の発表

二次審査の結果は、令和6年2月29日(木)に別府市公式ホームページで公表し、二次審査の参加者全員に結果を書面で通知します。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けません。

#### (8) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とします。

- ① 参加申込時の提出書類及び企画提案書に虚偽の記入をした者
- ② 見積金額に消費税及び地方消費税を加算した金額が業務委託料の限度額を超過した企画提案書を提出した者
- ③ 公告日現在において参加資格がなく企画提案書を提出した者または公告日から委託契約の前日までの間に参加資格を有しなくなった者
- ④ 参加申込時の提出書類及び企画提案書の作成留意事項、提出方法に適合しない者
- ⑤ 複数の企画提案書を提出した者
- ⑥ 本プロポーザルに関して「委員会」の委員と接触を行った者
- ⑦ 企画提案書に盗用した疑いがあると「委員会」が認めた者
- ⑧ 「委員会」が不適格と認めた者

#### (9) 費用負担

本手続に伴い事業者に係る費用の一切は事業者の負担とします。

## 5 プロポーザルの辞退

参加申込時の提出書類を提出した者が本プロポーザルを辞退する場合は、令和6年1月25日(木)12時までに事務局へ辞退届(様式第8号)を提出してください。なお、本プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後に不利益な扱いを受けるものではありません。

## 6 契約について

- (1) 二次審査で選定された最優秀企画提案者を業務委託の契約候補者とし、契約締結の交渉を行います。
- (2) 提案書等の提出者が1者の場合は、二次審査の結果が一定以上の評価となれば契約候補者とします。
- (3) 最優秀企画提案者が、次の①または②に該当した場合は、次点者を契約候補者として契約交渉を行います。
  - ① 本業務委託契約締結交渉が不調となった場合
  - ② 都合により最優秀企画提案者が辞退した場合

## 7 再委託

- (1) 本業務の受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請負わせることはできません。ただし、あらかじめ、業務実施体制（様式第5号）において記載された事業者で、契約締結時において再委託に関する書面（※1）を本市に提出し、本市が承認した場合に限り再委託を認めるものとします。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、本市に遅滞なく変更届を提出し、同様に審査及び承認を行うものとします。

ただし、上記の場合にかかわらず、特に本業務を遂行する上で再委託が必要と認められる場合については、再委託の承認手続き（審査及び承認）を行った上で再委託を認めることができるものとします。

※1 再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性等

- (2) 本業務の全部又は主要な部分もしくは、概ね契約金額の2分の1以上に相当する業務を第三者に委任又は請け負わせることはできないものとします。

## 8 業務委託料の支払い方法

業務完了確認後、一括払いとします。

## 9 情報公開について

- (1) 事務局へ提出した書類は、別府市情報公開条例（平成15年別府市条例第24号）の公文書として取り扱うものとします。
- (2) 本プロポーザルの審査結果は、別府市公式ホームページ等により公表します。

## 10 異議申し立て

参加者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。



## 1 1 権利関係

- (1) 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提案者が負うものとします。
- (2) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

別表1 提出書類一覧

提出書類	様式等	提出部数
参加申込時	<p>(1) 参加申込書 (様式第1号)</p> <p>(2) 業務実績 (様式第2号)</p> <p>(3) 会社概要書 ※パンフレットでも可とします。</p> <p>(4) 誓約書 (様式第9号)</p> <p>(5) 財務状況表 (様式第3号)</p> <p>(6) 法人登記簿謄本または登録事項証明書及び印鑑証明書 (発行後3ヶ月以内のもの)</p> <p>(7) 納税証明書 (未納がない証明でも可とします。) (発行後3ヶ月以内のもの)</p> <p>(8) 財務諸表 (関連法令に定める様式) 「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書 (純資産変動計算書)、キャッシュ・フロー計算書 (作成している法人のみ)、注記等」 (直近3年間) の写し ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでも可とします。 ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表</p>	各1部
企画提案書提出時	<p>(1) 企画提案書提出届 (様式第4号)</p> <p>(2) 企画提案書 【遂行能力評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実績 (様式第2号) ※参加申込時と同じものを添付してください。</li> <li>・業務実施体制 (様式第5号) ※再委託する予定がある場合は、再委託先の情報も記載すること。</li> <li>・配置予定技術者経歴・業務実績書 (様式第6号)</li> <li>・業務工程表 (任意様式)</li> </ul> <p>【提案内容評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況課題への理解度 (任意様式)</li> <li>・実効性ある総合戦略策定の考え方 (任意様式)</li> <li>・人口推計等の考え方 (任意様式)</li> <li>・市民等の意見聴取方法 (任意様式)</li> <li>・効果的な会議運営方法 (任意様式)</li> </ul> <p>(3) 提案金額 (見積書) (任意様式)</p>	<p>(1) 原本 1部</p> <p>(2) 原本 1部 副本 10部</p> <p>(3) 原本 1部</p>

## 別表2 別府市総合戦略策定支援業務 プロポーザル評価基準表

### 1 評価方法について

評価委員は、提出された提案書により、次項「2 評価項目」に記載する評価項目ごとに下記の評価基準に基づき絶対評価で採点を行います。

なお、各審査委員の評価点の満点は、評点（イ）に係数（ロ）を乗じて算出した100点とし、各審査委員の得点（採点に各評価項目の係数を乗じた得点の合計点）の合計得点が最も高い提案者を最優秀企画提案者とします。

(評価基準)

評価	内 容	採点
S	高い水準で満たし、かつ特筆すべき点がある	5
A	高い水準で満たしている	4
B	満たしている（普通）	3
C	満たしていない	2
D	著しく不適當	1

### 2 評価項目

次に掲げる評価項目について評価を行います。（※審査委員を5名とした場合）

評価項目	評価指標	評点 (イ)	係数 (ロ)	満点
<b>1 遂行能力評価</b>				<b>75点/500点</b>
A 業務実績	下記、①または②の実績を通じ業務遂行に必要な知識を有しているか。 ①元請事業者として同種業務を完了した実績がある ②過去3年間（令和2～4年度）において現行の別府市総合戦略に基づく地方創生事業として展開された事業について、本市と連携して取り組んだ実績がある	5	1	25点 (5点×5人)
B 実施体制	デジタルDX分野をはじめ特	5	1	25点

		定の分野や属性等に偏ることなく、様々な施策分野に精通又は人的ネットワークを有しているか。			(5点×5人)	
	C	業務履行の 確実性	工程表及び業務工程を履行するための対策等は妥当か。	5	1	25点 (5点×5人)
<b>2 提案内容評価</b>					<b>375点/500点</b>	
	A	現況・課題 への理解度	現行の別府市総合戦略を十分理解し、地域の現況・特有の課題を捉えているか。	5	4	100点 (20点×5人)
	B	実効性のある総合戦略策定の考え方	① SDGs等の社会的要請や国の動向等に関し、総論的ではなく、本市の背景や状況等を踏まえた具体的かつ、実行可能な提案となっているか。	5	4	100点 (20点×5人)
			② デジタルの力を活用して本市の社会課題解決に向けた実現可能な取組内容となっているか。	5	4	100点 (20点×5人)
	C	人口推計等の 考え方	人口減少の要因を的確に把握し、将来人口推計や今後取り組むべき方向性に関する考え方が提案されているか。	5	1	25点 (5点×5人)
	D	市民等の意見聴取方法	住民等の意識調査実施にあたり、活用する指標や効果的な実施手法並びに集計分析方法等が具体的に提案され、その分析結果の活用方法が明確に示されているか。	5	1	25点 (5点×5人)
	E	効果的な会議運営方法	多様な主体の意見を広く収集するなど、効果的な会議運営等について提案されているか。	5	1	25点 (5点×5人)
<b>3 プレゼン評価</b>					<b>25点/500点</b>	
	A	姿勢・意欲	本業務に対する取組意欲が感じられ、質疑に対する回答	5	1	25点 (5点×5人)

		が明確、かつ説得力のある内容であるか。			
<b>4 提案価格評価</b>					<b>25点/500点</b>
	A 見積価格	<p>提案金額について、次の方法により評価し、得点を付与する。</p> <p>(演算式)</p> <p><b>【最低価格者の見積金額】</b>  <div style="text-align: center;">÷ <b>【提案者の見積金額】</b></div> × 評点 × 係数</p> <p>※見積金額は税抜き価格  ※得点は、小数点以下は切り捨てる。</p>	5	5	25点